

【電子版】



2026年 第18号 2026年 9月10日

発行：自交総連本部
〒110-0003 東京都台東区根岸2-18-2-201
tel. 03-3875-8071
fax. 03-3874-4997
メール info@jikosoren.jp
ホームページ→



地域別最低賃金

33府県で目安額を上回る

2026年度の地域別最低賃金の答申が出そろいました。
最高額は、東京都の1280円で、最低額は、宮崎県の1085円、その差は195円です。引き上げ額の目安は54～56円でしたが、33府県で、厚労省が示す目安を上回る改定となりました。

過去最高だった昨年度につづき今年度も、高水準の引き上げが維持されました。

一方、新しい最低賃額が適用される改定日については、昨年同様、いくつかの地方で先送りが起こっています。

最低賃金法では、時期は定められていませんが、例年であれば10月中に

2026年度 地域別最低賃金改定額(金額順)

※引上げ額の目安はAランク54円・Bランク56円・Cランク56円

	都道府県	ランク	2026年度 答申	改定額（目安 超えは太字）	2025年度 最賃額	改定発効年月日 (11月以降は太字)
1	東京都	A	1280	54	1226	2026年10月1日
2	神奈川県	A	1279	54	1225	2026年10月1日
3	大阪府	A	1231	54	1177	2026年10月1日
4	埼玉県	A	1196	55	1141	2026年10月1日
5	愛知県	A	1195	55	1140	2026年10月1日
6	千葉県	A	1195	55	1140	2026年10月1日
7	京都府	B	1180	58	1122	2026年11月16日
8	兵庫県	B	1172	56	1116	2026年10月1日
9	静岡県	B	1154	57	1097	2026年10月15日
10	三重県	B	1143	56	1087	2026年10月1日
11	広島県	B	1141	56	1085	2026年10月11日
12	滋賀県	B	1136	56	1080	2026年10月3日
13	茨城県	B	1136	62	1074	2026年10月18日
14	北海道	B	1131	56	1075	2026年10月1日
15	栃木県	B	1125	57	1068	2026年10月1日
16	岐阜県	B	1121	56	1065	2026年10月1日
17	群馬県	B	1120	57	1063	2026年10月3日
18	富山県	B	1119	57	1062	2026年10月1日
19	長野県	B	1117	56	1061	2026年10月2日
20	福岡県	B	1114	57	1057	2026年10月4日
21	石川県	B	1113	59	1054	2026年10月3日
22	山梨県	B	1113	61	1052	2026年11月1日
23	福井県	B	1112	59	1053	2026年10月4日
24	新潟県	B	1108	58	1050	2026年10月1日
25	奈良県	B	1107	56	1051	2026年10月4日
26	岡山県	B	1104	57	1047	2026年10月2日
27	徳島県	B	1103	57	1046	2026年11月1日
28	和歌山県	B	1101	56	1045	2026年10月3日
29	山口県	B	1101	58	1043	2026年10月8日
30	宮城県	B	1098	60	1038	2026年10月1日
31	大分県	C	1096	61	1035	2026年11月1日
32	佐賀県	C	1095	65	1030	2026年11月15日
33	福島県	B	1094	61	1033	2026年10月16日
34	愛媛県	B	1093	60	1033	2026年11月1日
35	香川県	B	1092	56	1036	2026年10月1日
36	熊本県	C	1092	58	1034	2026年12月1日
37	島根県	B	1092	59	1033	2026年10月10日
38	山形県	C	1092	60	1032	2026年10月30日
39	岩手県	C	1090	59	1031	2026年12月1日
40	秋田県	C	1090	59	1031	2026年10月14日
41	鳥取県	C	1090	60	1030	2026年10月3日
42	青森県	C	1090	61	1029	2026年10月29日
43	鹿児島県	C	1090	64	1026	2026年10月25日
44	長崎県	C	1087	56	1031	2026年11月2日
45	高知県	C	1086	63	1023	2026年10月29日
46	沖縄県	C	1086	63	1023	2026年12月2日
47	宮崎県	C	1085	62	1023	2026年10月24日

発効するのが一般的です。

しかし、賃金体系の見直しなど準備期間が必要とした使用者側の主張を汲む形で、10府県がそれ以降に時期を遅らせています。

地方ごとで開始時期にずれがあると、同じ最賃額でも年収が異なる、新たな地域間格差が生じてしまいます。

自交総連は、全労連がとりくむ運動に呼応し、全国一律1700円以上の最低賃金をめざしています。

政府目標の先送り確定

これまで政府は「2020年代に全国平均1500円」との目標を掲げていましたが、2026年7月21日に閣議決定された骨太方針においては、「遅くとも2030年代前半、できる限り早期に全国平均1500円を達成する」と明記。事実上の目標の先送りが確定しました。今後、最賃の引き上げ幅の鈍化が予想されます。

中小零細企業が賃上げ余力をつくるための補助金・助成金が、重要となります。

最賃と賃金の比較方法

まず、最賃の対象とならない賃金を差し引きます。

対象とならないのは、①臨時給・②一時金・③残業割増・④休日割増・⑤深夜割増・⑥家族手当、通勤手当、精皆勤手当と決まっています。これらを除いた額で最賃額を上回らなければなりません。

賃金体系が歩合給の場合、 $\text{時間額} = \text{歩合給} \div \text{総労働時間}$ 、固定給の場合、 $\text{時間額} = \text{固定給} \div \text{月の所定労働時間（年平均）}$ 、歩合給と固定給の組み合わせの場合、それぞれ計算して足し合わせます。

例えば、残業なしの月170時間労働だった場合、千葉県では新しい最賃は20万3150円（170時間×1195円）となり、これ未滿の賃金で労働させると法律違反となります。

使用者は、最賃との差額を支払う義務があり、時効とならない過去3年まで遡り請求することができます（労基法115条）。